

大阪市告示第790号

次の施設について、大阪市立芸術創造館条例（平成11年大阪市条例第12号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年6月8日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立芸術創造館 大練習室 演劇練習室中A	令和8年8月1日（土）～令和8年11月30日（月）

（経済戦略局文化部文化課）